

国の医療保険制度 (高額療養費制度)が改正されます

※内容は今後変更になる可能性があります

医療費の自己負担額が 増加する可能性があります

月ごとの自己負担限度額



年収により **最大** 約 **37.8%** 増加すること

厚生労働省「第209回社会保障審議会医療保険部会 第9回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会(令和7年12月25日)」資料1-2をもとにアフラック作成

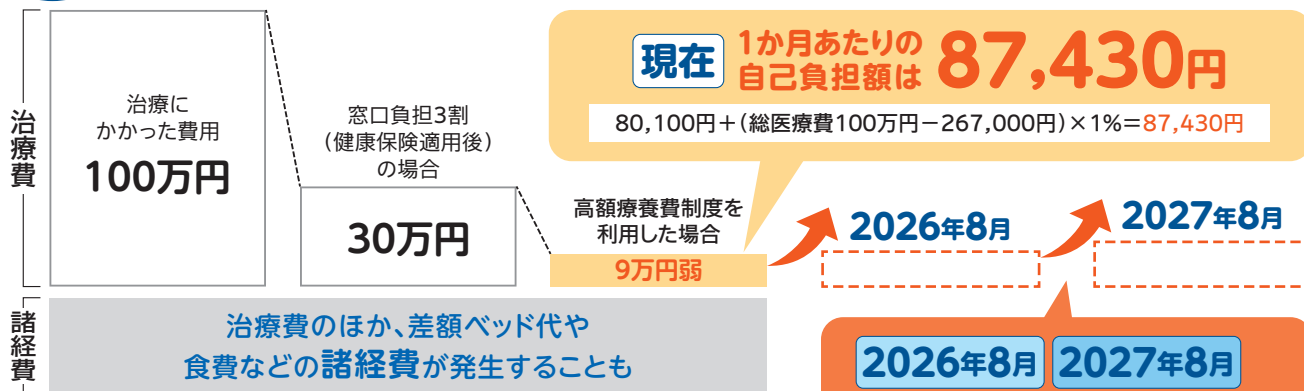
高額療養費制度とは、治療費(医療費)が高額になった場合に**一定の金額を超えた分が支給**される制度であり、治療が続いた場合、**月ごとに自己負担額**がかかります。

また、**治療費以外の諸経費**は高額療養費制度が適用されず**全額自己負担**となります。

現在 の高額療養費制度(69歳以下、年収約370万円～約770万円)の場合



例えば 月の治療費が100万円だった場合の自己負担額



※年齢や所得によって自己負担額は異なります。

※現在の高額療養費制度については2026年3月時点の公的医療保険制度に基づいて記載しています。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

制度見直し後の所得区分(年収)ごとの自己負担額は裏面をご確認ください ▶

■ 高額療養費制度見直し後の月ごとの自己負担限度額 (単位:円)

所得区分 (年収)	現在	2026年8月～	2027年8月～		年間上限 ^(※1) (2026年8月～)
	月額上限	月額上限	月額上限	現行からの 増加率	
約1,650万円～	252,600 + 1%	270,300 + 1%	342,000 + 1%	約35.3% ↑	1,680,000
約1,410～約1,650万円			303,000 + 1%	約19.9% ↑	
約1,160～約1,410万円			270,300 + 1%	約7.0% ↑	
約1,040～約1,160万円	167,400 + 1%	179,100 + 1%	209,400 + 1%	約25.0% ↑	1,110,000
約950～約1,040万円			194,400 + 1%	約16.1% ↑	
約770～約950万円			179,100 + 1%	約6.9% ↑	
約650～約770万円	80,100 + 1%	85,800 + 1%	110,400 + 1%	約37.8% ↑	530,000
約510～約650万円			98,100 + 1%	約22.4% ↑	
約370～約510万円			85,800 + 1%	約7.1% ↑	
約260～約370万円	57,600	61,500	69,600	約20.8% ↑	530,000 ^(※2)
約200～約260万円			65,400	約13.5% ↑	
～約200万円			61,500	約6.7% ↑	
非課税【70歳未満】	35,400	36,900	36,900	約4.2% ↑	290,000
非課税【70歳以上】	24,600	25,700	25,700	約4.4% ↑	
一定所得以下【70歳以上】	15,000	15,700	15,700	約4.6% ↑	180,000

(※1) 医療費の自己負担について、新たに年単位の上限度額(年間上限)が設けられます。
長期にわたり治療を受けた場合など、年間の上限度額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要となります。
(※2) 2027年8月から410,000円となります。
※70歳以上の方は、外来の自己負担限度額(外来特例)があります。
厚生労働省「第209回社会保障審議会医療保険部会 第9回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会(令和7年12月25日)」資料1-2をもとにアフラック作成

高額療養費制度の自己負担額にあわせて保障を備えることが大切です。

ご不明点はお気軽に募集代理店までお問い合わせください！

- 記載内容は2026年3月現在、厚生労働省が公表している医療保険制度改革の情報に基づきアフラックが作成したものです。
- 本制度改革については現在検討中であり、内容は変更となる可能性があります。
- 詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは
＜募集代理店＞（アフラックは代理店制度を採用しています）

＜引受保険会社＞



〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター 0120-5555-95
月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。